

監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年7月28日

新城市監査委員 原 義弘
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
市民病院経営管理部
総務企画課、医事課・医療情報室

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、下江洋行

第4 監査の期間
令和2年6月16日～令和2年7月28日

第5 監査の方法
令和2年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和元年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

市民病院経営管理部

【総務企画課・医事課】

《指摘事項》

- 1 B C P（業務継続計画）について、今回の新型コロナ対策に関する対応も B C P の中に明文化し、感染症対策時にすぐ対応できるように検討されたい。
- 2 内部統制に係る業務手順書について、今年度中を目途に作成されたい。
- 3 コインランドリーの契約について、契約先の変更により監査資料上どこにも記載のない状態となっているが、契約状況を確認できないため問題である。記載されるよう検討されたい。

《意見》

- 1 施設修繕について、引き続き計画的に進めていただきたい。
- 2 随意契約については、特殊な状況も理解できるが、仕様書の内容を新たな視点で見直しするなど適切な契約形態となるよう努力されたい。
- 3 使用されていない土地や建物などの遊休資産について、処分を進めるなど検討されたい。
- 4 地域住民の信頼と安心安全のため、東三河北部医療圏の中核病院として、南部医療圏との連携を引き続き強化されたい。